

令和2年第6回 総務文教委員会会議録

令和2年9月3日

恵那市議会 議場

開 会： 午前9時58分

委 員 長 町野 道明

副委員長 柘植 晃

2番委員 橋本 平紀、3番委員 千藤 安雄、4番委員 遠山 信子、5番委員 鵜飼 伸幸

委員長 ; 皆さんおはようございます。

定刻前ですけれども、全員おそろいですので、ただいまから、令和2年第6回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。

本日、第6回の総務文教委員会、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

幾つか御報告申し上げます。

一つ目は、9月1日、県のコロナ対策の会議がございました。オンラインでございましたがその中で、既に新聞でも発表されましたように、8月に出されておりました第2波非常事態、これは解除するということになりましたし、次の波に備えて、備品等の購入で、かなり県は力を入れて予算を組んでいると、これが二つ目でありました。そして三つ目は、コロナハラスメントを何とか対策したいということで、県を挙げてキャンペーンをしたいということでございます。

私ども市役所も、それから議員の皆様、そして市民の皆様にもぜひ御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、8月の専決で予算を組ませていただきました商品券の追加発行でございますが、本日までに8月の事前予約の分の取りまとめが完了いたしました。3億円の予算に対しまして3億89万円という御予約をいただいたようで、ほぼぴったりで

ございましたので、足の出た 89 万円の分につきましては既決予算の中の事務費等を含めた予算で対応するという予定でありますので、ぜひこのあたりもよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の委員会での付託された議案につきまして、活発な御意見を賜りますようにどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、後藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; それでは皆さんおはようございます。

今日は、第 6 回の総務文教委員会、大変御苦労さんでございます。

今回 9 月の議会に付託をされました 11 件の案件でございます。説明は受けておるわけですが、しっかりと説明に対して、答弁をいただきますよう、よろしくお願いをして挨拶いたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、マイクに向かって簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

今回は会議の途中で執行部の入れ替えを行いますので、あらかじめご了承願います。

委員長 ; それでは、初めに「**議第 6 8 号 恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について**」を議題いたします。

この議題につきましては、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき、監査委員の意見聴取を行いました。その結果については、お手元に配布しておきましたので、お目通し願います。

それでは、本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4 番委員。

4 番委員 ; おはようございます。よろしくお願いします。

これは損害賠償責任ということですが、事例としてはどんなことが想定されるでしょうか、教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。よろしくお願いします。

事例としてはということでございますけれども、近年では、市長や職員の判断や行為が、市に損害を与えたとして、住民が個人を相手に住民訴訟を起こして、その結果、個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を負うケースがまれにあるところでございます。

仮に、これが1億円を超えるような大きな金額の賠償責任を認める判決が下ったとしても、そんなに大きな賠償金額を個人が支払うということは、現実的にはなかなか難しいといったところがございます。

他市の事例によりますと、市長が破産せざるを得なかったとか、あるいは支払いの一部にとどまり、残額は欠損処理をしたとか、また、判決は出たものの、議会の判断により、賠償請求の権利を放棄する議決をした自治体もあるようでございます。

今回この条例を制定することで、その行為が善意によるものであり、かつ重大な過失がない場合であれば、自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を免除できるようになりますので、市長でいえば、年収の6倍を上限に、副市長でいえば年収の4倍を上限にという賠償額とすることを規定するものでございます。

また、もう少し申し上げますとこれは忠実に一生懸命に職務を行っていたものの、悪意なしにまた、錯誤や法解釈の誤りによってその職務が違法だと判断され、市に損害を与えたということで、個人に多額の賠償金が請求されることについては、その間違いの程度と賠償内容との不均衡さが問題になることや、裁判結果にかかわらず、賠償請求の放棄をする自治体とそうでない自治体とでは不公平感が生じるという点、さらには、こうした個人に責任を負わせることが、柔軟な職務執行を萎縮させるといった指摘もされておるところでございます。

本市においても、様々な施策を進める中では、いつ何どき、職員等が、住民訴訟による厳しい過失責任を問われるという可能性は十分予見されることから、今回の地方自治法の改正に沿って、本条例を制定するものでございますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 8 号 恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 9 号 恵那市基金条例の一部改正について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4 番委員。

4 番委員 ; この基金条例、この中で、奨学資金の条例については、本当にいいことだと思っております。

それで、これが今回また追加ということで、6 月も出ましたけど、現在借りている人、また、借りるのが見込まれている人はどういう人がいるのでしょうか。今応募されていると思いますが、お願いします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 現在貸付け者は、2 次募集が 7 名ありましたので、合わせて 84 名であります。

5 月 19 日から 6 月 10 日までの募集期間で、10 名の方の応募があり、7 月に選考会を行い 7 名が採用されまして、8 月上旬に前期分の貸付けを行ったところでございます。

委員長 ; 4 番委員、ほかにございせんか。(はい)

御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 9 号 恵那市基金条例の一部改正について（所管部分）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 1 号 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; これは保育する人の緩和と受け取ったんですけども、現在の恵那市内の家庭的保育事業者は、小規模保育事業のちゃおさんのみと聞いております。

この緩和の事例をちゃおさんに当てはめるとどういうことになるのか、具体的に教えてください。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 現在あります保育所ちゃおさんにこの事例を当てはめた場合、どうなるかという御質問でございますが、ちゃおさんの場合ですと今どういう状況になっておるかという、ちゃおさんは、設立するときに連携をする施設を確保しなさいということになっておりましたので、大井こども園と連携を結んでおられます。ちゃおさんで何か不測の事態で園児を受け入れられない状況、緊急的な場合に、大井こども園で手助けしていただくとか支援していただけるような状態になってございます。

それからもう 1 点、ちゃおさんを卒園する場合に、大井こども園で、保護者の希望に基づくわけですけども、優先的に入園をさせていただけるということで、ちゃおさんと大井こども園で、連携が結ばれておるという状態で、認可園として設立が出来たという状態になっております。

今回の改正でどういうことになるかということですけども、市で必要な措置がそもそもとれておるのであれば、連携施設を確保する必要はないということでございますので、例えば市内で言いますと、小規模の保育所におられる子が 3 歳に上がるときに、入園を希望されるわけですけども、そのときには、入園の選考に当たって小規模保育におられるお子さんについてはポイント加算というのがございまして、引き続き、適切な保育が受けられるように措置が講じられておりますので、連携施設は確保する必要がないということが、前段であります。

ちゃおさんの場合に当てはめるとそういったことになりますので、当市の場合は、ただいまのところ、そういった連携施設をつくりなさいということにはならないと、3 歳以上の子に関してはそういうことになると思います。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 現在でも選考のポイント加算はあるということですね。

それで、今度認可外保育事業者ができることについてですが、現在恵那市にはこれに当てはまる場所はありますか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 認可外保育所がどういう状況にあるかということによろしいでしょうか。

認可外の保育事業所でございますけれども、認可外については、県へ届出がされます。県から今度は該当の市町村へ情報をおろすというような流れになっておりますけれども、現在、市内には八つの認可外の保育所さんがあるということでございます。それに加えて、企業主導型のデジタ森のこども園さんがございますのでトータルで9の認可外保育施設が届けられておることになります。デジタ森のこども園さん以外の8カ所については、主に事業所内の保育所ということになっております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第71号 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第71号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第72号 恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 受入れ先が不要になるということですけど。

もし、ちゃおとかそういうところが行き詰まったと言った場合の受入れ先というのは市が、今後は面倒見るわけ。子供は預かり先がなくなっちゃう話になる。その辺ちょっと。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 今回の場合は未満児から3歳児に上がる場合に、3歳以上児の受入れ先の確保の緩和でございますので、当市で言うと、3歳以上児については、余裕があるということ

はおかしいですけども、キャパ的にはあるわけですので、今回の条例改正にある事案に該当せず、市内においては、まず考えられないということになると思います。

ちやおさんの場合は、0歳から2歳児が対象になっておりますし、ほとんどの保育事業の保育所さんも、0歳から2歳児が対象でございますので、今回の場合は、3歳に上がるときに、しっかり3歳以上児が受入れてもらえるかということになりますので、当市の場合は、3歳以上児についてはしっかり受入れできる体制にありますので、今の段階では考えにくい状況でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第72号 恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第72号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第73号 恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; これ進んだことかなと思ってはいますが、選挙公報の掲載文の原稿を電子データにより提出することが可能ということですので、これは大変便利になったと思いますが、従来どおりの形でも受入れてもらえるということでしょうか。

お願いします。

委員長 ; 選挙管理委員会事務局書記長。

選挙管理委員会事務局書記長 ; 従来どおりも可能かということでございますが、今回の改正の中に記載という言葉を残しておりまして、その意味するところは、現在、過去の紙ベースで出していた方法も可能であるということでございます。

それに加えて、記録という言葉が意味するところが、電子データでも可能にするという意味でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 3 号 恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 5 号 財産の無償譲渡について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 5 号 財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 1 点お伺いしますが辺地債、これ大変有利だと思いますが、今回計画で 300 メートル上がるとるわけですが、飯地中野方線、結構この路線狭いところはたくさんあるわけですが、今後の計画で 300 メートル済んだらまた引き続きこのような辺地債で対応されていくのか、その辺の見通しをお伺いしたいです。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; この辺地計画におきましては橋梁の整備ということで位置づけておりますので、今後必要な箇所がありましたら、こうやって計画に盛り込んで、整備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 何か恥ずかしい話聞かかもしれませんがごめんなさい。

辺地と僻地との違いというか、この定義について改めてお願いします。

それから、辺地計画で、辺地対策事業債を今、千藤さんから話がありましたけど、こういうものを見つけてきた熱意についての背景を聞きたいと思いますのでお願いします。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 辺地と僻地という言葉の意味ですけども、これはほぼ一緒の意味でございしますが、ただこの辺地という言葉は、この財政上の特例措置というところの法律で定めてある用語になりまして、定義といたしましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他のへんぴな地域で住民の数、その他について政令で定める要件に該当しているものということで定義づけされています。

具体的に、その政令を定める要件としては、一つは面積と人口の要件というのがございます。辺地に定める地域の中心を含む 5 平方キロメートル以内の面積の中に、50 人以上の人口を有する者であるということが一つの条件となっております。

そして、もう一つが、へんぴな程度が、総務省令で定める基準に該当している地域ということで、これは具体的に何かというと、例えば駅までの距離ですとか、小中学校までの距離または医療機関とか郵便局とか役所までの距離、そういったところを加味して、点数化してそれが 100 点以上あれば、この要件に該当するということで定められておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

地域振興課長。

地域振興課長；探してきた熱意というような御質問だと思いますけれども、こちらの地域におきましては、以前、辺地の保育園ですとか、いろんなことで辺地的要件がありましたので、ここを最初は橋梁整備するときには、合併特例債の財源を当てにしておりましたけれども、何かほかにかわる、辺地に係る財源がないかということで、辺地債の可能性を探りました。

これを財務課と協議しながら、あわせて、県の担当部署とも協議しながらこの整備に使えるということでお話しいただきましたので、今回議案として提出させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

委員長；ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長；全会一致であります。よって「議第78号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第79号 第2次恵那市総合計画基本構想の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員；この総合計画の中に担い手という言葉が理念の中で加わって、とても温かい感じがしたんですけども、ここに至るまでにいろんな議論があったと思いますので、説明はありましたけども、やはりここで詳しくお聞きしたいと思いますので、なぜ担い手を加えたのか、お聞きしたいと思います。

そして、二つ目に、担い手とは具体的にどういう人を言っているのかお聞きしたいと思います。

三つ目ですけど、担い手とは、施策にどうやってつなげていこうと思ってみえるのか、お聞きしたいと思いますので、お願いします。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; まず1点目の理念になぜ担い手を加えたのかということにつきましては、本会議の質疑でも、まちづくり企画部長が答えましたが、もともと現行24の施策があります。それを見直す中で、今「安心」「快適」「活力」という三つの理念がありますが、それに属さない分野として「担い手」を加えたということです。また、もともと第2次総合計画の前期計画から担い手という考えが示されておりました。今回、見直しをする中で、明確にその理念を位置づけたということでもあります。

もう1点加えて言いますと、前期計画をこれまで5年間進めてきた中で、誰がやるのかというところが、非常に課題になっておりました。そういったことから、やはり担い手というところは重要な部分で明確に位置づけたということでもあります。

2点目のどういう人を言っているかというところですが、やはり計画を実現するためには、行政のみが行うべきではないと思っております。様々な主体でもって、連携とか協力とか、そういった形で計画を実現するということを考えておりますので、質問にありましたように、どういう人を言っているのかというのは、行政のみならず、市民、高齢者から子供まで含めまして、地域自治区ですとか、企業ですとか、それぞれの各種団体を含めたことを言っております。

3点目の施策にどうやってつなげていくのかというところですが、今回、見直しの中で21の施策にまとめました。その中の市民サービスを向上させるということと、地域コミュニティを守り、生かすの施策、まちの担い手が育ちつながるという施策のところにつながっていくということでもありますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; この具体的などという人を言っているのかという中で、行政のみならずということで、地域、企業、団体、地域の自治区の皆さんと言われましたけども、この中でちょっとなかった言葉でつけ足していいかなと思うんですけど。

いわゆる、一人一人の市民ということも、これ心配するところは、担い手団体一人一人が市民もあんたの責任だよというようだと、みんな苦しくなると思うんですけど。そうではなくポジティブな意味で、一人一人の市民が具体的に積極的な担い手だよということも、もちろん加味されると思って聞いておりましたが、いかがでしょうか。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; 委員のおっしゃるとおり、やはり一人一人の市民が主役でもって、計画を実行していくというところも含まれておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第79号 第2次恵那市総合計画基本構想の変更について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第79号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 会議の途中ではありますが、ここで執行部の入れ替えを行います。

(執行部入れ替え)

委員長 ; それでは、会議を再開いたします。

「議第86号 令和2年度恵那市一般会計補正予算(第7号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 17ページの0117の移住・定住推進事業費のことについてお聞きいたします。

この中で、今予算が450万円ついてはいるんですけども、コロナのことで移住定住を希望する人がいるということですが、移住定住を希望している人はどのような傾向でつかんでみえるのか教えてほしいと思います。今具体的に、この移住定住促進業務委託料ですけど、274万円は、どんなふうに使われる予定されているのかということです。

それから、こういう計画があるんですけど、コロナ中の移住というのはありますか。お願いします。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; まず、傾向でございますけれども、このコロナ禍の中でやはり、アウトドア、特にキャンプ場などの利用が結構ふえているということで、ワーケーション、観光に来ながら仕事をするというような形の新しい働き方というものも、徐々に今増えている傾向でございます。

当然、移住定住に関する相談業務も以前と変わりなく増えていますけども、実際、移住定住に結びついているかというところ、オンライン相談ですとか、内覧とかを進める中で、極端に増えるわけではなくて今のところは通常の増え方というか、件数であるというようなところで、特に特徴的な状況はございません。

それから、予算の中身でございますけれども、こちらの 450 万円、中身としましては、まず移住定住の情報誌がございます。「TURNS（ターンズ）」という有名な雑誌がございますけれども、そこに恵那市の特集を組んでPRしていく経費でございますとか、それから動画コンテンツ、今移住定住に向けたシティープロモーション的なコンテンツがございますので、そういったものの制作と配信の経費ということで、合わせて 450 万円計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 20 ページ。

10 款 5 項 2 目恵那文化センター管理経費の中の文化センター大ホール配信用映像設備工事費 500 万円とありますが、この内容を教えてください。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; よろしくお願ひします。

昨年度に、文化センター大ホールを改修させていただきました。

その際に、大ホールに高感度の大型プロジェクターと、専用の大型スクリーンを設置させていただきました。

ここに、コロナ禍でも、いかに事業が展開できるかというところ、実は成人式を来年に控えておりますけれども、今の基準でいきますと、保護者の皆さんが少し中に入れないかなというところもありまして、ここに、可動式のカメラを 2 台、そして録画機レコーダーを 1 台、そして画面の切り替わる、これスイッチャーと言いますけれども、このようなスペックを購入させていただいて、コロナの中でも、イベントが、できるだけできるよう、このような仕組みの備品購入と、それに対する工事費を計上させていただきました。

よろしくお願ひします。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 0603 の学校給食センターについてお聞ひします。

ここの中で、これはコロナ対策の一つとして、学校給食の納入業者への支援金を交

付したということでありましたが、この額が出る基準というか、納入業者は何件ぐらいありますか、教えてほしいと思います。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 納入業者ですけれども、今回支援する業者は4社であります。

支援金の内容でございますけれども、今回、給食食材の納入業者の支援は4月5月分の学校の臨時休業による、給食センターに牛乳、パン、麺、米飯を納めている業者を、6月以降の学校給食の食材を安定に供給するための支援であります。

内容としましては、文部科学省から通達がありました、3月に臨時休業した際の食材の補償金と同様に、委託加工予定数量分の加工賃から全国一律10%引いた金額が4月5月分の支援金としております。

委員長 ; ほかにありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 戻って20ページですが、0201の小学校運営一般経費と、0301の中学校運営一般経費で、スクール・サポート・スタッフの人件費について、計上されておりますが、このスクール・サポート・スタッフは何人、これ大変いいことは、コロナ対策としてあったということだと思いますが、小中学校、何人ぐらい募集されたか。

また、このスタッフの皆さんのやったださるお仕事の内容について、そして、この採用者の方は、何か資格があって採用されるのか、どういうふう採用されたのかについて3点お聞かせください。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; スクール・サポート・スタッフのことでございます。

まず人数でございます。小学校は12名、中学校に対しては4名の方、合計16名をスクール・サポート・スタッフとして新たに雇い入れることになります。資格に関しては特段な資格は必要ございません。

それと業務です。業務については、学校でのコロナ感染症に対応した消毒業務など、これを行っていただく方々という位置づけでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 消毒に関係すると、用務員さんたちの仕事もあると思いますが、コロナに特化してお仕事をするということですね。

あと、給食のお手伝いとか、トイレ掃除とかそういうこととか、どんなことがありますか、体温を図るとかどんなことをやるのか教えていただきたいと思います。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長；今回コロナウイルス感染症にということでの新たな雇用になります。

中の業務としましては、もちろん給食についてもコロナ感染症に対応した対応を行うわけでございますので、給食の補助であったり、または、学習の部分でのサポート、これはものの準備とか、そういうものですけども、そちらのほうの業務を行ってもらうことになっております。

委員長；4番委員。

4番委員；中学4人というのは、大きい学校だけですか。

委員長；学校教育課長。

学校教育課長；これは、基本は1名でありますけれども、5学級以下の小規模校を除くということになっておりますので、中学校では4人というのは、西中、東中、岩邑中、明智中と、こういう形になります。

委員長；ほかにありませんか。

4番委員。

4番委員；もう一つお願いいたします。

0202の小学校教育振興費、0302の中学校教育振興費で、大体、中が一緒なので、両方について教えていただきたいと思います。

ここの中で、学習指導員の増と書いてありますが、今までみえた学習指導員よりも増えていると思いますが、何人が増えたかと。そして、この指導員のお仕事について教えてください。

それから、ICT推進員の方が、これは大変注目するところですが、何人みえて、具体的なこの人たちのお仕事について教えてください。

委員長；学校教育課長。

学校教育課長；まず、学習指導員でございます。

こちらにつきましては、小学校には24名、中学校には10名、合計34名になります。

資格としては特段な資格は不要でございます。業務としましては、これ学校でも今度は学習活動、こちらで教員の授業を補佐し、きめ細やかに児童生徒をフォローする業務を行っていただくものになります。

そして、ICT支援員につきましては、人数ですけども、小学校では4名、中学校では2名、合計6名になります。4校に1人という割合がございますのでそのような人数になっております。こちらも資格は特段必要ございません。

内容につきまして、これは学校で今度ICTを活用するわけですが、その機器の準備であったり操作を教えたりという業務、これによって教員が学校現場で活用がス

ムーズに行えるようにする要員の方々を雇い入れるものでございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 操作は、子供たちに、I C T の指導員の人が教えてくれることも含めるわけですね。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; これは子供たちにではなくて教員をサポートするという形になりますのでお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; オンライン学習の援助額とか、1 件あたり、これ機器のない人のお宅の話を聞いていましたけど、どれぐらいの補助額になるのか何人ぐらいになるのか。1 件当たり。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; ルーターの補助につきましては、2 分の 1 上限 3,000 円としております。500 世帯を想定した予算計上をさせていただいております。

小中学校合わせてでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; オンラインを助成するわけよね。学習通信費の援助費って。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; 就学援助受給世帯への通信費の補助のことでよろしいですか。

これは現在学用品等の補助をさせていただいているところに新たに加えるものでございますので、これは年間、上限を 2 万円まで、新たに今年から補助させていただくというものになります。これも人数的には、現在では 357 世帯が対象となっております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 86 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算(第 7 号)(歳入歳出所管部分)」

は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 8 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 8 9 号 令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 8 9 号 令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 8 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 9 0 号 令和 2 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 0 号 令和 2 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 9 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書作成については、正副委員長に一任
いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和2年第6回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 48 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 町 野 道 明